

**令和4年度  
訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金  
(持続可能性を核とした日本ならではの世界的価値の創出)  
補助対象事業 Q&A**

**1. 計画申請者について**

**Q1-1 : 公募要件にある観光地域づくり法人（DMO）には、観光地域づくり候補法人も含まれますか？**

**A1-1 : 含めます。申請団体について、特段の制限は設けません。**

**Q1-2 : 1つの事業者が複数の事業に参画することは可能でしょうか？**

**A2-2 : 計画申請者になる計画は1件としますが、複数計画に連携事業者として参画することは妨げません。ただし、地域が一体となった計画であることを選定要件としていますので、その点ご留意ください。**

**2. 補助対象経費について**

**Q2-1 : 改修の範囲を教えてください。**

**A2-1 : 改修の範囲について特段の制限は設けません。ただし、明らかにサステナブルツーリズムの推進につながるとは言えない設備は対象外となります。**

**Q2-2 : 間取り変更のためのリフォームは対象でしょうか？**

**A2-2 : サステナブルツーリズム推進のために必要なものであれば対象となります。**

**Q2-3 : アプリの開発は対象でしょうか？**

A2-3：対象外となります。

Q2-4：ホームページの充実及び新規サイトのページ制作は対象でしょうか？

A2-4：対象外となります。単純なプロモーションを目的にするのではなく、サステナブルツーリズムの推進に直接的に資するための内容として、混雑予想による利用分散や観光客へのマナー啓発などの内容を含んでいたり、「サステナブル」な活用・保全への理解を促進する目的で、コンテンツ等による活用と連動した効果が見込まれるものについては計上が可能です。

なお、経費区分は「設備・備品の購入等」となります。

Q2-5：既存ホームページの多言語化は対象でしょうか？

A2-5：対象外となります。単純なプロモーションサイトを多言語化するのではなく、サステナブルツーリズムの推進に直接的に資するための内容として、混雑予想による利用分散や観光客へのマナー啓発などの内容を含んでいたり、「サステナブル」な活用・保全への理解を促進する目的で、コンテンツ等による活用と連動した効果が見込まれるページの多言語化については計上が可能です。

なお、経費区分は「設備・備品の購入等」となります。

Q2-6：動画の制作は対象でしょうか？

A2-6：対象外となります。単純なプロモーションを目的にするのではなく、サステナブルツーリズムの推進に直接的に資するための内容として、混雑予想による利用分散や観光客へのマナー啓発などの内容を含んでいたり、「サステナブル」な活用・保全への理解を促進する目的で、コンテンツ等による活用と連動した効果が見込まれるものについては計上がり可能です。

なお、経費区分は「設備・備品の購入等」となります。

Q2-7：故障や劣化により使用不可となった物品の買い替えは対象でしょうか？

A2-7：同レベル機能の既存物品購入に係る費用は対象外となります。サステナブルツーリズ

ム推進に向けた新規性・発展性のある取組により新たに必要となる物品購入に係る費用が対象となります。

Q2-8：他事業も申請をしているが、申請内容（購入物品等）が重複していなければ対象として認められるのでしょうか？

A2-8：申請内容が異なれば、対象として認められます。

Q2-9：費用積算書提出にあたり、相見積もりを得る必要はありますか？

A2-9：計画申請時においては、複数社の見積書をご提出いただく必要はありません。  
ただし、事業実施時には相見積もりを得る必要があります。

### 3. 精算について

Q3-1：事業実施にあたって、事前の概算払いは可能でしょうか？

A3-1：原則として概算払いには対応できません。資金調達の可否も考慮いただいたうえで応募ください。

Q3-2：精算時に領収書は必須でしょうか？請求書のみでの精算は可能でしょうか？

A3-2：領収書は必須であり、請求書のみでの精算はできません。

Q3-3：令和6年度への事業の繰り越しは可能でしょうか？

A3-3：令和6年度に繰り越すことはできません。補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、別途観光庁が定める期日までに報告の上、様式第86-2（補助対象事業年度終了実績報告書）と、必要に応じて参考となる資料を添えて提出していただきます。

#### 4. その他

Q4-1：別紙2について、国立・国定公園を対象地に含む場合は、国立・国定公園を所管する機関への事前相談が必須でしょうか。例えば、公園内で工作物の設置や設備設置等を行う予定はなく、公園内の既存の工作物で事業を行う場合も、手続きの要否確認を含め事前相談が必要でしょうか。

A4-1：本件の事業において、国立・国定公園に関係する場合には、基本的には関係する環境省自然保護官事務所等や都道府県自然公園部局にご相談をお願いします。なお、既存施設を活用する場合においても、採択後に本来は手続きが必要であったなどのことが判明すると事業実施が円滑ではなくなる可能性がありますので、あらかじめ必要に応じた事前相談をお願いします。

Q4-2：提出する見積書や図面については、概算見積もりは大枠での設計資料等でもよいですか。

A4-2：見積や設計の精度について規定はございません。

ただし、いずれもご提出いただくお見積書や図面等に基づき審査を行い、最終的に交付決定を致しますので、事業内容と費用感が把握できる程度の精度は求めるものになります。また、審査の過程において事業内容や費用について不明と判断した場合には追加の資料提供をいただく場合がございますのでご了承ください。

なお、仮に採択された後に変更等が生じた場合も増額の変更は認められませんので、その旨ご留意の上、必要な精度の見積・設計等をご準備ください。

Q4-3：補助事業で購入、改修等を行ったものを活用するコンテンツは、補助事業内に造成、販売する必要がありますか。

A4-3：補助事業期間内に造成、販売を行うことは必須ではありませんが、計画で実現可能性がわかるようコンテンツの内容やスケジュール、体制を具体的に記載してください。基本的には令和5年度内に造成、販売まで行っていただくことを推奨します。

Q4-4：活用予定のコンテンツや好循環の仕組みは既に地域にあるものでよいですか。

A4-4：既存の観光コンテンツや好循環の仕組みを活用いただくことは差し支え有りませんが、補助事業を行うことにより得られる新規性や改善される点を具体的に計画上に明記してください。